

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 1 2 月 2 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市規則」を「町田市規則（以下「市規則」という。）」に改め、同条第3項中「を昇格」を「の昇格」に、「同じ。）させるには、昇格させ」を「この項において同じ。）は、昇格をさせ」に改め、同条第4項中「、市規則の」を「、市規則で」に、「で市規則の」を「の市規則で」に改め、同条第5項中「（行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員については、2号給）」を削り、「市規則の」を「市規則で」に改め、同条第9項及び第10項中「再任用職員の欄に掲げる」を「再任用職員の項に定める」に改める。

第4条の2中「第28条の6第2項の規定により採用された職員」の次に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「再任用短時間勤務職員及び」を削る。

第6条の4第1項中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第8条の2第1項中「もの」を「職員」に改め、同条第3項中「職員には、第7条及び第8条」を「ものには、第4条第4項から第6項まで及び前2条」に改め、同条第4項中「職員には、第7条及び第8条」を「ものには、前2条」に改める。

第16条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。

（期末手当）

第17条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料、扶養手

当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に別表第6の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第7に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の30」とあるのは「100分の25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の107.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

5 職員のうち市規則で定める職員に支給する期末手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは「合計額に、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額（市規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額」とする。

（勤勉手当）

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間に

おけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれその基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、同項に規定する職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に別表第8の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第8の規定の適用については、同項後段中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の95」とあるのは「100分の45」と、「100分の115」とあり、及び「100分の125」とあるのは「100分の55」とする。

4 前条第5項の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、同項中「第2項」とあるのは、「第18条第2項」とする。

第18条の2各号列記以外の部分中「、町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）第2条」を「第17条第1項」に、「、町田市職員勤勉手当支給規則（昭和33年2月町田市規則第1号）第2条第1項」を「前条第1項」に改め、「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、「その支給を一時差し止めた」を「同号の一時差止処分に係る」に改め、同条第1号中「町田市職員の期末手当支給に関する条例第2条又は町田市職員勤勉手当支給規則第2条第1項に規定する市長の」を「第17条第1項又は前条第1項の規定により市長が」に改め、「以下」

の次に「この条及び次条において」を加え、「地方公務員法」を「法」に改め、同条第2号中「地方公務員法」及び「同法」を「法」に改め、同条第3号中「1箇月」を「1月」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4号中「次条第1項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分」を「次条第2項に規定する一時差止処分」に、「当該処分」を「当該一時差止処分」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定により」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条の4第1項第1号中「または」を「又は」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「認めた」を「認める」に、「あつて」を「あつて、」に改め、同項第2号中「、自転車その他の交通の用具で、市規則で定めるもの（以下」を「自転車その他の市規則で定める交通の用具（以下この条及び別表第9において」に改め、「困難である」の次に「と市長が認める」を加え、「あつて」を「あつて、」に、「、徒歩」を「徒歩」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に改め、「困難である」の次に「と市長が認める」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「以下」の次に「この項において」を加え、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「運賃相当額」を「運賃等相当額」に改め、同項第2号中「別表第6」を「別表第9」に、「掲げる額」を「定める額」に、「1箇月」を「1月」に改め、同項第3号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第3項中「、支給額」を「支給額」に、「、通勤手当」を「通勤手当」に改める。

附則第2項中「地方公務員法」を「法」に改める。

「494,000

496,000

498,000

500,000

502,000

	504,000		
	506,000		
	507,500		
	508,900		
	510,400	「479,100	
別表第1 再任用職員以外の職員の項中	511,900	を	494,000 に改め、同表再
	513,400		508,900」
	514,900		
	516,400		
	517,800		
	519,300		
	520,800		
	522,300		
	523,800		
	525,300		
	526,700」		

任用職員の項を次のように改める。

再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

別表第1の2 再任用職員の項を次のように改める。

再任用職員		208,100	222,400	242,600	274,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

別表第3 再任用職員の項を次のように改める。

再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

別表第4 再任用職員の項を次のように改める。

再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

別表第6を別表第9とし、別表第5の次に次の3表を加える。

別表第6（第17条関係）

職員の区分	割合		
	3月に支給する 場合	6月に支給する 場合	12月に支給 する場合
第17条第1項に規定する 職員のうち次に掲げる職員 以外の職員	100分の3 0	100分の1 07.5	100分の1 22.5
行政職給料表（1）の適用を 受ける職員のうちその属す る職務の級が4級である職 員、医療職給料表（1）の適 用を受ける職員のうちその 属する職務の級が2級であ る職員又は医療職給料表 （2）若しくは医療職給料表 （3）の適用を受ける職員の うちその属する職務の級が 4級である職員	100分の3 0	100分の8 7.5	100分の1 02.5
行政職給料表（1）の適用を 受ける職員のうちその属す る職務の級が5級である職 員又は医療職給料表（1）の 適用を受ける職員のうちそ の属する職務の級が3級で ある職員	100分の3 0	100分の7 7.5	100分の9 2.5

別表第7（第17条関係）

基準日	在職期間	割合
3月1日又は6月1日	3か月	100分の100
	2か月15日以上3か月未満	100分の80
	1か月15日以上2か月15日未満	100分の60
	1か月15日未満	100分の30
12月1日	6か月	100分の100
	5か月以上6か月未満	100分の80
	3か月以上5か月未満	100分の60
	3か月未満	100分の30

別表第8（第18条関係）

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
第18条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	100分の95	100分の95
行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員、医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級である職員又は医療職給料表（2）若しくは医療職給料表（3）の適用を受ける職員のうちその属する職務	100分の115	100分の115

の級が4級である職員		
行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員	100分の125	100分の125

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第4条第5項の改正規定（「（行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員については、2号給）」を削る部分に限る。）、第8条の2第3項の改正規定（「第4条第4項から第6項まで及び」を加える部分に限る。）並びに別表第1、別表第1の2、別表第3及び別表第4の改正規定並びに附則第6項から第8項までの規定 平成30年4月1日

（2）前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の町田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条、第18条及び別表第6から別表第8までの規定は、平成29年12月1日から適用する。

（町田市職員の期末手当支給に関する条例の廃止）

3 町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）は、廃止する。

（平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当に関する特例措置）

4 平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る改正後の給与条例第18条

第3項及び別表第8の規定の適用については、同項中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」と、同表12月に支給する場合の欄中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の125」とあるのは「100分の130」とする。

(期末手当及び勤勉手当の内払)

- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、附則第3項の規定による廃止前の町田市職員の期末手当支給に関する条例及び町田市規則で定めるところにより、平成29年12月1日から附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に職員に支払われた期末手当及び勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 6 平成30年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、附則第1項第1号に掲げる規定による改正前の町田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1行政職給料表(1)の5級の適用を受けていた職員の切替日における号給は、市長が別に定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 前項に規定する職員のうち切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員であって、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(市長の定める職員を除く。)には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(町田市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 8 町田市職員退職手当支給条例(昭和33年2月町田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

9 町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月町田市条例第 号）附則第7項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額、給料月額と同項の規定による差額に相当する額との合計額とする。

（町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

9 町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年4月町田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「退職、失職」を「退職し、失職し、」に、「この項前段」を「前段」に改め、同条第2項中「退職、失職又は死亡の」を「退職し、失職し、又は死亡した」に、「町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）」を「町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）」に改める。

（町田市長等の給与に関する条例の一部改正）

10 町田市長等の給与に関する条例（昭和33年4月町田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）」を「町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）」に改める。

（町田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

11 町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和33年7月町田市条例第34号）第2条」を「町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号。以下「職員給与条例」という。）第17条第1項」に、「基準日」を「当該基準日」に、「（基準日）」を「（当該基準日）」に改め、同条第2項中「勤勉手当に係る規則で定める」を「職員給与条例第18条第1項に規定す

る」に、「、基準日」を「、当該基準日」に改める。

第11条中「町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号。以下「職員給与条例」という。）」を「職員給与条例」に改める。

（町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

12 町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年2月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「改正後の給与条例」を「町田市一般職の職員の給与に関する条例」に、「別表第6」を「別表第9」に改める。

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、<u>町田市規則</u> (以下「<u>市規則</u>」<u>という。)</u> で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>職員の昇格</u> (職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下<u>この項において同じ。)</u> は、<u>昇格をさせようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。</u></p> <p>4 職員の昇給は、<u>市規則</u>で定める日に、同日前の<u>市規則</u>で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として<u>市規則</u>で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～8 略</p> <p>9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。) の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>再任用職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>10 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。) 第4条第1項若しくは第5条、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第6条第1項第1号又は町田市職員の配偶者同</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、<u>市規則</u>で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>職員を昇格</u> (職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下<u>同じ。)</u> <u>させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。</u></p> <p>4 職員の昇給は、<u>市規則</u>の定める日に、同日前で<u>市規則</u>の定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 (<u>行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員については、2号給</u>) とすることを標準として<u>市規則</u>の定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～8 略</p> <p>9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。) の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>10 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。) 第4条第1項若しくは第5条、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第6条第1項第1号又は町田市職員の配偶者同</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>行休業に関する条例（平成27年12月町田市条例第48号）第10条第1項第1号の規定により採用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>再任用職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>第4条の2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び任期付職員法第5条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、前条第9項及び第10項の規定にかかわらず、それぞれの項の規定による給料月額に、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第6条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に<u>定める額</u>を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（管理職手当等）</p> <p>第8条の2 管理又は監督の地位にある職員のうち市規則で定める<u>職員</u>については、その特殊性に基づき、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において、管理職手当を支給することができる。</p>	<p>行休業に関する条例（平成27年12月町田市条例第48号）第10条第1項第1号の規定により採用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>第4条の2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員及び任期付職員法第5条の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、前条第9項及び第10項の規定にかかわらず、それぞれの項の規定による給料月額に、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第6条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に<u>掲げる額</u>を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（管理職手当等）</p> <p>第8条の2 管理又は監督の地位にある職員のうち市規則で定める<u>もの</u>については、その特殊性に基づき、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において、管理職手当を支給することができる。</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、行政職給料表（1）の適用を受ける職員であってその属する職務の級が5級である<u>ものには、第4条第4項から第6項まで及び前2条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>3 第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、行政職給料表（1）の適用を受ける職員であってその属する職務の級が5級である職員には、<u>第7条及び第8条の規定は、適用しない。</u></p>
<p>4 第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、医療職給料表（1）の適用を受ける職員であってその属する職務の級が3級である<u>ものには、前2条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>4 第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、医療職給料表（1）の適用を受ける職員であってその属する職務の級が3級である職員には、<u>第7条及び第8条の規定は、適用しない。</u></p>
<p>（休職者の給与）</p>	<p>（休職者の給与）</p>
<p>第16条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、<u>法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。</u></p>	<p>第16条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、<u>地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。</u></p>
<p>2 職員が<u>法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</u></p>	<p>2 職員が<u>地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</u></p>
<p>3 職員が<u>法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60に相当する額以内の額を支給することができる。</u></p>	<p>3 職員が<u>地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60に相当する額以内の額を支給することができる。</u></p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 <u>法第55条の2第5項の規定により休職となった職員には、その休職期間中、いかなる給与も支給しない。</u></p>	<p>5 <u>地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職となった職員には、その休職期間中、いかなる給与も支給しない。</u></p>
<p>（期末手当）</p>	<p>（期末手当）</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第17条 <u>期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に別表第6の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第7に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の30」とあるのは「100分の25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</u></p> <p>4 <u>任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同</u></p>	<p>第17条 <u>職員には、別に条例の定めるところにより、期末手当を支給する。</u></p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>表中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>5 <u>職員のうち市規則で定める職員に支給する期末手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは「合計額に、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額（市規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額」とする。</u></p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第18条 <u>勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額に任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれその基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、同項に規定する職員が受けるべき給料、扶養手</u></p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第18条 <u>職員に対しては、予算の範囲内において、その者の勤務成績に応じ勤勉手当を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>勤勉手当の額その他支給条件については市規則で定める。</u></p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に別表第8の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p><u>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第8の規定の適用については、同項後段中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の95」とあるのは「100分の45」と、「100分の115」とあり、及び「100分の125」とあるのは「100分の55」とする。</u></p> <p><u>4 前条第5項の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、同項中「第2項」とあるのは、「第18条第2項」とする。</u></p> <p>(期末手当及び勤勉手当の支給制限)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日(期末手当にあっては第17条第1項に規定する基準日、勤勉手当にあっては前条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る期末手当及び勤勉手当(第4号に掲げる者にあつては、<u>同号の一時差止処分に係る</u>期末手当及び勤勉手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日(第17条第1項又は前条第1項の規定により市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日までの間に<u>法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</u></p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に<u>法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p>	<p>(期末手当及び勤勉手当の支給制限)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日(期末手当にあっては、<u>町田市職員の期末手当支給に関する条例(昭和33年7月町田市条例第34号)第2条に規定する基準日、勤勉手当にあっては、町田市職員勤勉手当支給規則(昭和33年2月町田市規則第1号)第2条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)</u>に係る期末手当及び勤勉手当(第4号に掲げる者にあつては、<u>その支給を一時差し止めた</u>期末手当及び勤勉手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日(<u>町田市職員の期末手当支給に関する条例第2条又は町田市職員勤勉手当支給規則第2条第1項に規定する市長の定める日</u>をいう。以下同じ。)の前日までの間に<u>地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</u></p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に<u>地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を</u></p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(3) 基準日前<u>1月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) <u>次条第2項に規定する一時差止処分</u>を受けた者（<u>当該一時差止処分</u>を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（期末手当及び勤勉手当の一時差止め）</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当又は勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の<u>規定により</u>期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けべき者に通知しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の</p>	<p>除く。)</p> <p>(3) 基準日前<u>1箇月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) <u>次条第1項の規定により</u>期末手当及び<u>勤勉手当の支給を一時差し止める処分</u>を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（期末手当及び勤勉手当の一時差止め）</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当又は勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項に<u>規定する</u>期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けべき者に通知しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6～8 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第18条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると市長が認める職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の市規則で定める交通の用具（以下この条及び別表第9において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると市長が認める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p>	<p>各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6～8 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第18条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると市長が認めた職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため、自転車その他の交通の用具で、市規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、<u>又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると市長が認める職員以外の職員</u>であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下この項において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 市規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び第3号において「運賃等相当額」という。）。ただし、<u>運賃等相当額</u>をその者の支給対象期間の月数（以下この号及び第3号において「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>別表第9</u>に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、<u>1月</u>当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しな</p>	<p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、<u>または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員</u>であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に<u>掲げる額</u>とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 市規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、<u>運賃相当額</u>をその者の支給対象期間の月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>別表第6</u>に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に<u>掲げる額</u>（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、<u>1箇月</u>当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しな</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>いで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に<u>定める額</u>に支給月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に<u>定める額</u>又は前号に<u>定める額</u>に支給月数を乗じて得た額</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う<u>支給額</u>の改定その他<u>通勤手当</u>の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>法</u>第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準については、この条例中給与の種類及び基準に関する規定を準用する。</p>	<p>いで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に<u>掲げる額</u>に支給月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に<u>掲げる額</u>又は前号に<u>掲げる額</u>に支給月数を乗じて得た額</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う、<u>支給額</u>の改定その他、<u>通勤手当</u>の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>地方公務員法</u>第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準については、この条例中給与の種類及び基準に関する規定を準用する。</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	140,300	198,500	224,800	284,000	<u>479,100</u>
	2	141,300	200,400	226,700	286,400	<u>494,000</u>
	3	142,400	202,300	228,600	288,800	<u>508,900</u>
	4	143,500	204,200	230,500	291,100	
	5	144,600	206,100	232,500	293,400	
	6	145,700	208,000	234,400	295,800	
	7	146,800	209,800	236,300	298,200	
	8	147,900	211,700	238,300	300,500	
	9	148,900	213,700	240,300	302,900	
	10	149,900	215,600	242,300	305,400	
	11	151,000	217,400	244,300	307,800	
	12	152,100	219,300	246,300	310,300	
	13	153,200	221,300	248,300	312,700	
	14	154,500	223,200	250,400	315,200	
	15	155,800	225,000	252,500	317,700	
	16	157,100	226,900	254,600	320,100	
	17	158,500	228,900	256,800	322,600	
	18	160,700	230,800	259,000	325,200	
	19	162,900	232,600	261,200	327,900	
	20	165,200	234,500	263,400	330,500	
	21	167,500	236,500	265,600	333,100	
22～149		略	略	略	略	略
再任用職員		<u>198,300</u>	<u>230,400</u>	<u>271,000</u>	<u>313,000</u>	<u>429,100</u>

備考 略

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第1の2（第3条関係）

行政職給料表（2）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略
再任用職員		<u>208,100</u>	<u>222,400</u>	<u>242,600</u>	<u>274,000</u>

備考 略

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略
再任用職員		<u>198,300</u>	<u>230,400</u>	<u>271,000</u>	<u>313,000</u>

備考 略

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略
再任用職員		<u>198,300</u>	<u>230,400</u>	<u>271,000</u>	<u>313,000</u>

備考 略

別表第6（第17条関係）

職員の区分	割合		
	<u>3月に支給する 場合</u>	<u>6月に支給する 場合</u>	<u>12月に支給す る場合</u>
<u>第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員</u>	<u>100分の30</u>	<u>100分の10 7.5</u>	<u>100分の12 2.5</u>
<u>行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員、医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級である職員又は医療職給料表（2）若しくは医</u>	<u>100分の30</u>	<u>100分の87. 5</u>	<u>100分の10 2.5</u>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（改正後）

療職給料表（3）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員			
行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員	100分の30	100分の77. 5	100分の92. 5

別表第7（第17条関係）

基準日	在職期間	割合
3月1日又は6月1日	3か月	100分の100
	2か月15日以上3か月未満	100分の80
	1か月15日以上2か月15日未満	100分の60
	1か月15日未満	100分の30
12月1日	6か月	100分の100
	5か月以上6か月未満	100分の80
	3か月以上5か月未満	100分の60
	3か月未満	100分の30

別表第8（第18条関係）

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
第18条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	100分の95	100分の95
行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員、医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級である職員又は医療職給料表（2）若しくは医療職給料表（3）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員	100分の115	100分の115
行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員又は医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員	100分の125	100分の125

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第9（第18条の4関係）

略

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	140,300	198,500	224,800	284,000	<u>494,000</u>
	2	141,300	200,400	226,700	286,400	<u>496,000</u>
	3	142,400	202,300	228,600	288,800	<u>498,000</u>
	4	143,500	204,200	230,500	291,100	<u>500,000</u>
	5	144,600	206,100	232,500	293,400	<u>502,000</u>
	6	145,700	208,000	234,400	295,800	<u>504,000</u>
	7	146,800	209,800	236,300	298,200	<u>506,000</u>
	8	147,900	211,700	238,300	300,500	<u>507,500</u>
	9	148,900	213,700	240,300	302,900	<u>508,900</u>
	10	149,900	215,600	242,300	305,400	<u>510,400</u>
	11	151,000	217,400	244,300	307,800	<u>511,900</u>
	12	152,100	219,300	246,300	310,300	<u>513,400</u>
	13	153,200	221,300	248,300	312,700	<u>514,900</u>
	14	154,500	223,200	250,400	315,200	<u>516,400</u>
	15	155,800	225,000	252,500	317,700	<u>517,800</u>
	16	157,100	226,900	254,600	320,100	<u>519,300</u>
	17	158,500	228,900	256,800	322,600	<u>520,800</u>
	18	160,700	230,800	259,000	325,200	<u>522,300</u>
	19	162,900	232,600	261,200	327,900	<u>523,800</u>
	20	165,200	234,500	263,400	330,500	<u>525,300</u>
	21	167,500	236,500	265,600	333,100	<u>526,700</u>
	22～149	略	略	略	略	略
再任用職員		<u>201,500</u>	<u>234,100</u>	<u>268,700</u>	<u>318,000</u>	<u>435,900</u>

備考 略

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第1の2（第3条関係）

行政職給料表（2）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略
再任用職員		<u>211,400</u>	<u>225,900</u>	<u>246,500</u>	<u>278,300</u>

備考 略

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略
再任用職員		<u>201,500</u>	<u>234,100</u>	<u>268,700</u>	<u>318,000</u>

備考 略

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略
再任用職員		<u>201,500</u>	<u>234,100</u>	<u>268,700</u>	<u>318,000</u>

備考 略

別表第6（第18条の4関係）

略

町田市職員退職手当支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～8 略</p> <p>9 <u>町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月町田市条例第 号）附則第7項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と同項の規定による差額に相当する額との合計額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～8 略</p>

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者に対して期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に<u>退職し、失職し、又は死亡した議長、副議長及び議員(当該基準日において前段の規定の適用を受ける者を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、<u>退職し、失職し、又は死亡した日現在</u>)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の240を乗じて得た額に、<u>町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11号)</u>の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者に対して期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に<u>退職、失職又は死亡した議長、副議長及び議員(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、<u>退職、失職又は死亡の日現在</u>)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の240を乗じて得た額に、<u>町田市職員の期末手当支給に関する条例(昭和33年7月町田市条例第34号)</u>の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

町田市長等の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額に、<u>町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11号)</u>の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては100分の212.5を乗じて得た額に、<u>町田市職員の期末手当支給に関する条例(昭和33年7月町田市条例第34号)</u>の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p>

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 <u>町田市一般職の職員の給与に関する条例</u> (昭和33年2月町田市条例第11号。以下「職員給与条例」という。) <u>第17条第1項</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、<u>当該基準日以前3月以内</u> (当該基準日が12月1日であるときは、6月以内) の期間において勤務した期間 (町田市規則 (以下「規則」という。)) で定めるこれに相当する期間を含む。) がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>職員給与条例第18条第1項</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、<u>当該基準日以前6月以内</u>の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>職員給与条例第10条</u>の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 <u>町田市職員の期末手当支給に関する条例</u> (昭和33年7月町田市条例第34号) <u>第2条</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、<u>基準日以前3月以内</u> (基準日が12月1日であるときは、6月以内) の期間において勤務した期間 (町田市規則 (以下「規則」という。)) で定めるこれに相当する期間を含む。) がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>勤勉手当に係る規則</u>で定めるそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、<u>基準日以前6月以内</u>の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>町田市一般職の職員の給与に関する条例</u> (昭和33年2月町田市条例第11号。以下「職員給与条例」という。) <u>第10条</u>の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(通勤手当に関する経過措置)</p> <p>7 略</p> <p>8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における<u>町田市一般職の職員の給与に関する条例第18条の4第2項第2号</u>の規定の適用については、同号中「<u>別表第9</u>」とあるのは「町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年2月町田市条例第1号)附則別表」とする。</p> <p>9～11 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(通勤手当に関する経過措置)</p> <p>7 略</p> <p>8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における<u>改正後の給与条例第18条の4第2項第2号</u>の規定の適用については、同号中「<u>別表第6</u>」とあるのは「町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年2月町田市条例第1号)附則別表」とする。</p> <p>9～11 略</p>